

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A会社が施工するB市に所在していたC自動車道D橋（鋼上部工）工事現場において、とび工として従事していたところ、平成〇年〇月〇日、地組架台の組替作業中、架台が傾き受傷した。

請求人は、同日、E医療センターに受診し「右脛骨高原骨折、右大腿骨骨幹部難治性開放性骨折、左小指挫創」（以下「本件傷病」という。）と診断され、加療の結果、平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は上記処分を取り消したので、監督署長は、請求人に対し障害等級第11級を支給する旨の変更決定を行った。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第1 1級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 当審査会において、請求人の主訴に関し、改めて医証を含めて資料を精査したところ、次のとおりである。

(2) 請求人に残存する障害として評価すべきものは、①右股関節の機能障害と神経症状、②右膝関節の機能障害と神経症状、③下肢の短縮障害、④右下肢及び左手小指の醜状障害及び⑤小指の神経症状と認められるところ、②の機能障害、③の短縮障害及び④の醜状障害は、障害等級に該当するものとは認められず、①の機能障害は障害等級第1 2級の7に、同じく①の神経症状は障害等級第1 4級の9に、それぞれ該当するものと認められ、また、②の神経症状は障害等級第1 2級の1 2に、⑤の神経症状は障害等級第1 4級の9に、それぞれ該当するものと認められる。

(3) したがって、当審査会としても、請求人に残存する障害等級の程度は、決定書理由第2の2の(2)のウに説示するとおり、障害等級第1 1級に該当するものと判断する。

(4) なお、請求人は、平成〇年〇月〇日付け意見書(N〇1及びN〇2)において、F医師作成の平成〇年〇月〇日付け証明書及び同年〇月〇日付け診断書を根拠に、請求人の本件傷病による障害の状態は障害等級第1 1級を超えるものである旨主張するが、請求人の本件傷病が治ゆ(症状固定)となった時点における請求人に残存する障害の程度は上記判断のとおりであり、請求人の主張は

採用することができない。

- 3 以上のおりであるので、請求人に残存する障害は障害等級第11級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。